

## 伊勢原市ひとり親家庭等入学支度金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等に対し入学支度金の一部（以下「入学支度金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第3項に規定する児童をいう。）以下同じ。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第1条第2項で定める障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (6) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

2 この要綱において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、父母及び里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親をいう。以下同じ。）以外の者をいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父母が監護しない前項各号に掲げる児童

3 この要綱にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

### (入学支度金の対象)

第3条 入学支度金の対象は、ひとり親家庭等における父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）であり、かつ、入学する年の1月1日に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であって、その者が監護する児童が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又はこれに準ずる盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは義務教育学校の前期課程に入学する児童
- (2) 学校教育法第1条に規定する中学校又はこれに準ずる盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程に入学する児童

2 前項の規定にかかわらず、ひとり親等の前々年の所得が、市長が定める額を超える場

合は、入学支度金を支給しないものとし、その所得の範囲及び所得の額の計算方法については、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の基準によるものとする。

- 3 市長は、ひとり親等が児童扶養手当の受給対象者又は伊勢原市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成11年伊勢原市条例第12号）によるひとり親医療の助成の対象者に該当しないときは、当該ひとり親等及びひとり親等が監護し、又は扶養する児童に対する入学支度金の支給は、行わないものとする。

（入学支度金の額）

第4条 入学支度金の額は、小学校又はこれに準ずる盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校若しくは養護学校の小学部若しくは義務教育学校の前期課程に入学する児童1人につき10,000円、中学校又はこれに準ずる盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校若しくは養護学校の中学部、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程に入学する児童1人につき12,000円とする。

（支給の申請）

第5条 入学支度金の支給を受けようとする者は、伊勢原市ひとり親家庭等入学支度金支給申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、入学支度金を支給することが適当と認めるときは伊勢原市ひとり親家庭等入学支度金支給決定通知書（第2号様式）により、入学支度金を支給することが不適当と認めるときは伊勢原市ひとり親家庭等入学支度金支給却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（支給の制限）

第6条 前条第1項の規定による申請の期限は、入学支度金を受けようとする者が監護する児童が第3条第1項各号に掲げる学校、学部又は課程に入学する年の1月末日までとする。ただし、震災、風水害等の自然災害、火災、急病、出産、交通事故等申請をしなかったことが社会通念上容認される場合については、この限りでない。

（支給）

第7条 市長は、第5条第2項の規定により伊勢原市ひとり親家庭等入学支度金支給決定通知書を送付した後、1か月以内に入学支度金を支給するものとする。

（返還）

第8条 市長は、偽り、その他不正な行為によって、この要綱による入学支度金の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額を返還させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成11年11月1日から施行する。

（伊勢原市母子・父子世帯等入学支度金支給要綱の廃止）

- 2 伊勢原市母子・父子世帯等入学・就労祝金支給要綱（昭和59年伊勢原市告示第8号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日告示第119号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年10月28日告示第127号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第69号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月25日告示第136号）

この告示は、令和5年11月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

伊勢原市ひとり親家庭等入学支度金支給申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所 伊勢原市

保護者氏名 (印)

電話番号 ( )

次のとおり、入学支度金の支給を受けたいので申請します。

1 児 童	住 所	伊勢原市	
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
	保護者との続柄		
2 受 取 方 法	金 融 機 関 名	銀 行 名 等	支 店 ・ 支 所 名
		銀 行 信用金庫 農 協	支 店  支 所
	預金口座名義人	カガナ	
	口 座 番 号	普通	
3 支度金の対象	1 小学校入学      2 中学校入学		
4 世帯の区分	1 生活保護世帯   2 市民税非課税世帯   3 その他の世帯		
5 添 付 書 類	1 児童扶養手当証書の写し 2 ひとり親の福祉医療証の写し 3 上記該当者以外で 年 月 日以降転入された方は、年度（ 年分）の課税所得証明書		

(注) 3、4及び5については、該当するものに○をつけてください。

<p>〈市民税額の確認について〉</p> <p>今回の申請に係る入学支度金の支給決定のために必要があるときは、私及び私と同居する世帯の市民税の課税状況について、事業担当課長が税務関係当局に調査・報告を求めることに同意します。</p> <p style="text-align: right;">氏名：</p>
--

年 月 日

様

伊勢原市長

伊勢原市ひとり親家庭等入学支度金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたひとり親家庭等入学支度金支給申請については、次のとおり支給の決定をしたので通知します。

1 支給額 \_\_\_\_\_ 円

2 支給日 \_\_\_\_\_ 年 月 日（ ）

3 支給方法 指定口座振込

（事務担当は、\_\_\_\_\_ ）

電話94-4711 内線

年 月 日

様

伊勢原市長

伊勢原市ひとり親家庭等入学支度金支給却下通知書

年 月 日付けで申請のありましたひとり親家庭等入学支度金支給申請については、支給要綱第5条の規定により支給することが不相当と認め、次のとおり支給を却下したので通知します。

1 却下理由

（事務担当は、

電話94-4711 内線